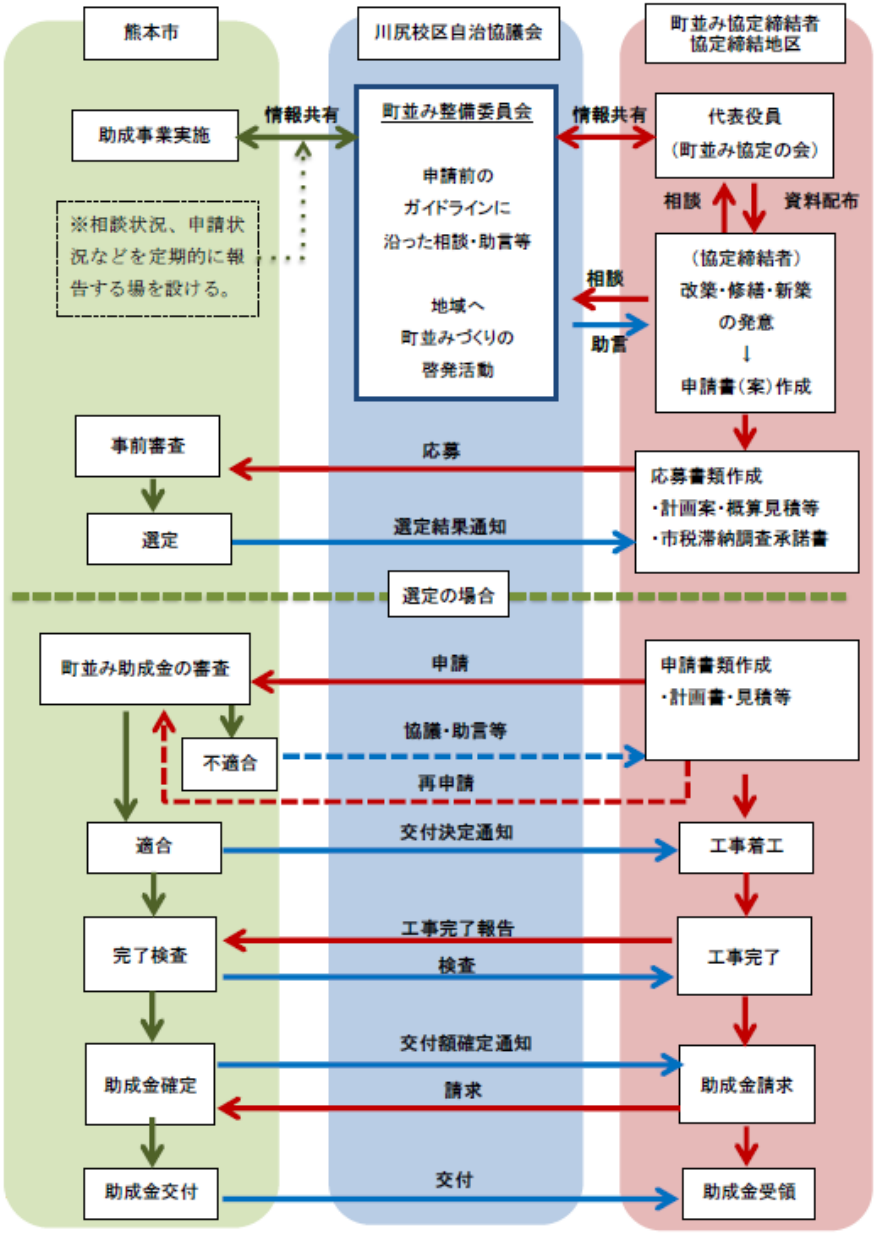
手続きの流れ



通りなどから見える外観工事が対象

熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成事業

この事業は、川尻地区にある建物などの所有者や居住者の方が、町並み協定の基準に沿った町屋などの「伝統的な建造物の保存・修景のために行う工事」や、一般建造物の「川尻地区の歴史が醸し出す伝統的な雰囲気が感じられる町並みとの調和を図るための工事」に対して、予算の範囲内において、**外観工事費の一部**を助成するものです。



（小路町改修後のイメージ）

(1) 募集の対象となる工事等

～以下の全ての要件に該当するものを募集対象とします～

〇川尻地区の認定町並み協定地区内にある建物で、協定締結者の方が行う工事等。
〇これから行う工事等。
〇他の公的助成を受ける当該工事部分は、募集対象外。
〇平成31年3月中旬までに工事完了する物件が対象です。
※範囲など詳細については、開発景観課へお問い合わせください。（１町内、３町内、５町内、７町内が認定町並み協定地区となります）

町屋などの伝統的様式建造物の場合

〇昭和２５年以前に伝統工法によって建てられた木造建築物。
〇助成要綱の伝統的様式建造物の保存・修景基準に適合する工事等
〇工事後にその建物が全ての保存・修景基準に適合すること。

一般建造物の場合

〇伝統的様式建造物以外の建造物が対象となります。
〇町並み協定の一般建造物の保存・修景基準に適合する工事等
〇工事内容は、建築基準法その他の関係法令に適合すること。
※新築工事や、道路に沿って設けられる塀も対象となる場合があります。

(2) 助成内容

ア 助成の対象となる建物の部位
通りなどの公共空間から見える建造物の外観の部分。（外壁、建具、屋根等。※建築物の内部改修等は対象外。）

イ 助成金額等
・助成率：工事費の１／２以内
・助成金の上限額：
町屋などの伝統的様式建造物３００万円／一敷地当り
一般建造物　１５０万円／一敷地当り

ウ 助成金の交付時期
助成金は工事完了検査後に請求書に基づき交付します。
（助成金交付後に工事代金等の支払いの領収書の提出が必要です。）

(3) 募集期間

募集開始日：平成３０年４月２３日（月）午前9時から
募集終了日：平成３０年１２月２８日（金）午後5時まで
※申請希望の方は、申請の前に事前相談をお願いします。申請書類は相談窓口、もしくは熊本市ＨＰよりダウンロードできます。
※ただし、予算が満了した時点で終了となります。

(4) 選定結果の通知

選考審査後、結果を電話及び文書にて連絡致します。

詳細は以下の問合せ先へ
〒860-8601　熊本市中央区手取本町１番１号　　熊本市役所　都市建設局　都市政策部　開発景観課　景観整備班　川上、中野
TEL:０９６－３２８－２５０７　FAX:０９６－３５１－２１８２　メール:kaihatsukeikan@city.kumamoto.lg.jp